

# 6-1. 行政手続に関する見直し— (i) ローカルルールに関する手続 ①

## ローカルルールの見直し

ローカルルールとは 法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、**特定の地域に固有のルール**

### 現状と課題

地域独自の行政上のルール (ローカルルール)

★地域の実情に応じた独自の政策実現を可能に！

一方で…

広域活動する国民・事業者にとっての**負担**となっている。

※ 特に、手続の「書式」「様式」の違い → 民間・行政の双方にとって**デジタル化の阻害要因**

規制改革推進会議において **ローカルルール見直しに係る基本的考え方** をとりまとめ

### 今後の改革の方向性

“分権化すべきは政策であって、行政手続のすべての分権化が一律に認められるべきではない”  
という考え方の下、

- **合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルール**
- **法令に違反するローカルルール**
- **地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール**

→ これらを「不適切なローカルルール」とし、右記の「取組方針」に則り改革を実施

### 取組方針

#### (1) 既存制度

国民・事業者から指摘のあるローカルルールのうち、規制改革推進会議において、以下に該当するものを優先的に調査審議

**基準1** → **書式・様式の統一**（可能な限り全国的に統一すべきと指摘があるもの）

**基準2** → **システム・データベースの標準化**（システム設計・データ設計の標準案・ガイドラインを示すべきと指摘があるもの）

**基準3** → **全国共通の取扱い・情報提供**（全国共通の取扱いにすべきか検討すべきもの、及び独自ルールの内容を公開すべきと指摘のあるもの）

#### (2) 新施策等

国による新施策の導入時等は、法令所管省庁において、新たに不適切なローカルルールが発生しないように取り組む

#### (3) フォローアップ

解消に向け、法令所管省庁及び規制改革推進会議において、必要な措置を継続的に実施。

**保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減**

**「就労証明書」とは**

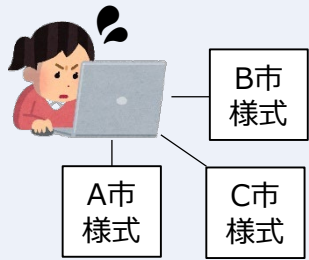
- ・地方公共団体が、保育所の利用調整を行うに際し利用。
- ・保護者を雇用する事業者が作成し、保護者が地方公共団体へ提出。



**ローカルルールが存在**

**現状と課題**

- 地方公共団体によって **様式** がバラバラ
  - ・雇用主にとって、様式がバラバラだと **作成の負担** が大きい
  - ・労務管理システムから就労証明書を出力するシステムの **開発が困難**
  - ・国が定めた「標準的な様式」を用いている地方公共団体は約半数



- 雇用主が作成し、保護者がそれを受け取って地方公共団体に提出する必要がある
  - ➡ **デジタル完結の妨げ** になっている
  - ・押印が残存する一因となっている

- **押印** を求める地方公共団体が残存
  - ※国は押印不要としている

**今後の改革の方向性**

- 「標準的な様式」を全ての地方公共団体に原則使用とする **法令上の措置** を講ずる
  - 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置
- 地方公共団体に対し、**継続的な調査** 及び **意見交換** を実施
  - 継続的に措置
  - 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置
- 雇用主が **直接オンライン** で地方公共団体に提出することも可能とし、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、**法令上の措置** を講ずる
  - ➡ 保護者…地方公共団体に提出する **書類の削減**
  - ・雇用主… **ペーパーレス** の実現
- 就労証明書への「押印の取扱い」について、地方公共団体に対し **実態調査**
  - 速やかに措置

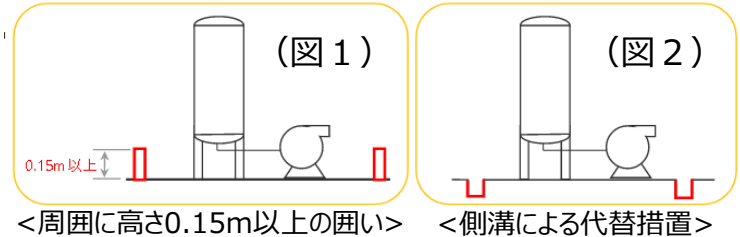
### 消防の設備等に関する基準の公開・統一

#### 現状と課題

- ① 「消防設備の設置」「危険物の製造所の設置」等に関して、消防署への届出・許可申請や検査を受ける際は…  
地方公共団体独自の行政手続法上の行政指導指針に相当するもの（以下「指針等」）に則り指導されることがある  
→ **指針等を公開していない地方公共団体が存在**  
**設計の変更等が発生するなど非効率な状態**
- ② **消防設備、危険物に関する基準又は基準に係る運用の差異**に関して、設計・コスト等に関して事業者の負担になる場合がある

#### 今後の改革の方向性

- ① 地方公共団体の**指針等の策定及び公表状況等を調査**し、結果を踏まえ、消防組織法に基づく**助言を行う**。また、公表状況に応じ、必要な情報の公表を促し**適宜フォローアップ**する  
[調査は令和5年度上期措置、  
フォローアップは令和5年度措置・措置後も継続的実施]
- ② 液状の危険物を取り扱う設備について、図1の他に図2を認めている自治体も存在→図2も認めるような省令改正等を講ずる  
[令和5年度措置]



(出典:第6回共通課題対策WG(令和5年3月9日)「資料2-1」より一部抜粋し、内閣府規制改革推進室にて編集)

### 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化

#### 現状と課題

地方公共団体が行う「調達」に係る一連の手続



↑ 地方公共団体ごとに異なる取扱い

→ **取扱いの差異や、押印・書面を求める地方公共団体が多数であることから、広域活動する事業者にとっては大きな負担であり、標準化・デジタル化が求められている**

#### 今後の改革の方向性

- ◆ 一連の手続の「標準化」について、  
“単に紙を電子に置き換えるのではなく、  
✓ 地方職員が手入力せずとも読み取れること  
✓ ワンスオンリーを実現すること  
により、地方と事業者双方の利便性を向上すべき”  
との意見を踏まえ、**今後の取組の方向性に係る検討**を速やかに  
行い、一定の結論を得る  
[令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる]
- ◆ **競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう**、継続して必要な措置を講ずる [継続的に措置]
- ◆ 書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求める[速やかに措置]

# 6-4. 行政手続に関する見直し— (ii) その他の手続 ①

## 失業認定のオンライン化

### 現状と課題

- 雇用保険制度における失業手当を受給するには、原則 4 週間に 1 回ハローワークに出向き、対面で失業認定を受ける必要がある。
- **遠方に居住している受給者にとっては大きな負担**
- 厚生労働省では、「雇用保険制度研究会」において、失業認定関連手続等の在り方について、検討中。

### 今後の改革の方向性

- 令和 5 年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施。
  - ✓ 失業認定に係るオンライン面談の利用者の**範囲拡大（子育て中の者等）**
  - ✓ 計画的な早期再就職を目指してハローワークの支援を受ける者について、オンラインの手続のみによる失業認定を可能に
- 上記取組の効果検証を行い、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、結論を得る。

令和 5 年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う

令和 6 年 6 月を目途に結論を得る

## 子育てに関する各種申請業務の負担軽減

### 現状と課題

年次業務ではなく、**常時発生し得る子育て関連手続**が企業労務担当の負担となっており、**以下添付書類を準備することも負担**となっている。

手続 ※【】内は手続の区分	添付書類
【雇用保険】 出生時育児休業給付金申請 【雇用保険】 育児休業給付金申請	母子健康手帳の写し
【健康保険】 出産手当金支給申請書	医師の証明書
【雇用保険】 育児休業給付金申請 (パパママ育休プラス)	住民票の写し
【健康保険】 被扶養者 (異動) 届 【厚生年金保険】 養育期間標準報酬月額特例申出書	戸籍謄本

また、企業の労務担当者の不知等の理由によりその手続が漏れることがないようにするための仕組みも必要。

### 今後の改革の方向性

以下の措置を講ずる。

### 実施事項

妊娠届出に関する情報をマイナンバー法に基づく情報連携による取得等の確認方法により添付省略できないか、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。

令和 5 年度措置

令和 6 年 3 月以降措置

添付省略に向けてマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

マイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得※によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。  
※可能となるのは、令和 6 年 3 月以降の見込み

令和 6 年 3 月以降措置

養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続が適切になされるための方策について検討し、必要な措置を講ずる。

可能なものから順次措置

# 6-5. 行政手続に関する見直し— (ii) その他の手続 ②

## 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

### 現状と課題

**公金**

- **公金は、現状金融機関窓口での納付が前提。**事業者は、納付業務の効率化のため、**オンラインでの納付**を要望。
- ※公金：道路占用料、行政財産使用料等

**地方税**

- **納税通知書等は、現状書面。**事業者は、固定資産の効率的な管理のため、特に固定資産税の**納税通知書等の電子化**を要望。

### 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が公金納付に**eLTAX**を活用することができるよう、所要の法令上の措置等を行い、**遅くとも令和8年9月までに公金収納を開始**
- 全国的に共通の取扱いとする必要がある公金について、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行えるよう、その公金収納の開始時期等の検討を行い、**令和5年中に一定の結論を得る**

**令和6年通常国会提出を目指す**

**可能なものから速やかに措置**

- 令和4年3月に立ち上げた「地方税における電子化の推進に関する検討会実務者WG」において、**eLTAX（対法人）・マイナポータル（対個人）の活用による納税通知書等の電子的送付**を検討。
- 税務システムの標準化において、可能な限り**書式・様式等の統一化**を図る

## 道路占用に係る手続のワンストップ化

### 現状と課題

電柱・下水道管等を道路に設置するには…

→【国道】【都道府県道】【市区町村道】  
**それぞれの道路占用許可を受けることが必要。**

- ① 【国道】…道路占用システムにてオンライン化済み  
【都道府県道】【市区町村道】…多くが**紙ベースの対面手続**  
～オンライン化の際には、以下を可能とすることも重要～
- ② 国道と都道府県道、市区町村道との**ワンストップ申請**
- ③ 道路使用許可（警察庁）との**一括申請（ワンストップ）**

### 今後の改革の方向性

**令和5年度：試行的に措置、令和6年度以降：順次措置**

- ① 【都道府県道】【市区町村道】に係る道路占用許可申請手続について  
→ **「e-Gov」を利用したオンライン申請**を可能とする。  
※いずれの地方公共団体においてもe-Gov上で申請できるよう**法令上の措置の必要性も含めて**継続的に普及促進を検討・措置
- ② 「【国道】道路占用システム」と「e-Gov」を連携し  
→【国道】に係る道路占用許可申請手続についても、ワンストップ等により、**円滑に行える方策を検討し**、必要な措置を講ずる。

**令和5年度措置**

**令和6年度以降措置**

## 情報システム調達を通じたデジタル化の推進

【現状と課題】 情報システム調達は、参入手続における公平性や迅速性の確保が重要。

【今後の改革の方向性】 ベンダーロックインの実態について、継続的に調査検証、見直しを実施。**[速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置]**

# 6-6. 司法手続に関する見直し

## 民事訴訟手続のデジタル化

### 現状と課題

- 2020.2 法制審議会に諮問
- 2021.2 中間試案取りまとめ
- 2022.1 要綱案決定
- 2022.3 法案提出
- 2022.5 法案成立

### 【具体的な検討事項】

- 申立て
- 訴訟記録の閲覧
- 口頭弁論
- 送達
- 公判廷における証拠調べ
- 証人尋問
- 期間が法定されている審理の手続

等

### 今後の改革の方向性

- 民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも**令和7年度に本格的な運用を円滑に開始**するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、**令和5年度中**にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、**試行や先行運用を開始**できるように環境整備に取り組む。 **[可能なものから速やかに措置]**
- 国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、**アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組み**や、インターネットを用いた申立てに関して**フォーマット入力方式**を導入すること等について、積極的な検討を行う。 **[可能なものから順次措置]**

## 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

### 現状と課題

- 2021.12 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」報告書取りまとめ
- 2022.2 法制審議会に諮問
- 2022.8 中間試案取りまとめ
- 2023.2 要綱案決定
- 2023.3 法案提出
- 2023.6 法案成立

### 【具体的な検討事項】

- 民事訴訟手続と同様の事項
- 各種手続特有の規律（倒産手続における債権届出等）

等

### 今後の改革の方向性

- 倒産手続における債権届出や債権管理など、**デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、情報を電子データとして処理することが可能となるようにする**など、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 **[措置済み]**
- **令和5年の通常国会に必要な法案を提出**した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化の運用が開始する**令和7年度以降速やかに本格的な運用を開始**できるように環境整備に取り組む。  
**[試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置]**

# 6-7. 民間手続等に関する見直し ①

## 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化

### 現状と課題

#### 【現行規制の原則】

- ◆ 建設業者は、**建設業法第26条**に基づき、**主任技術者・監理技術者（以下、監理技術者等）を工事現場毎に配置**しなければならない。
- ◆ 「**監理技術者制度運用マニュアル**」により、監理技術者等は、所属企業との間に**直接的（直接指揮命令関係）かつ恒常的（企業の技術力・ノウハウ等を熟知）な雇用関係**が必要。

#### 【現行規制の特例】

- ◆ **親会社及びその連結子会社**の間の**在籍出向者**は、出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められている。（平成28年国土建第119号）

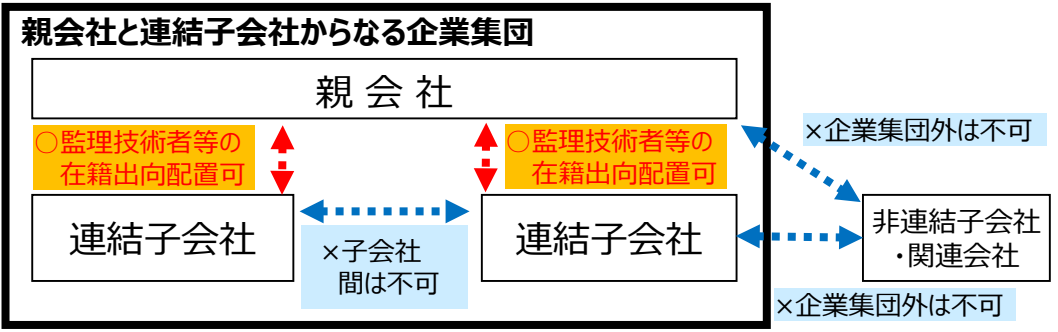
【参考】建設業法

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

以下、略

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

以下、略



（出典：令和4年11月1日第1回共通課題対策WG「資料1-3」を基に内閣府規制改革推進室作成）

#### 【課題】

- ◆ 企業間の協業や組織再編等による**資本関係の複雑化**の進展。
- ◆ **監理技術者等の人材確保。** ※ 1級施工管理技士資格による管理技術者資格者保有者77万人のうち60歳以上が1/3超、50歳以上が過半。

### 今後の改革の方向性

- 上記特例を**親会社及びその持分法適用会社**の間の**在籍出向者**、**同一持株会社の連結会社**間の**在籍出向者**についても拡充可能か検討し、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

**[令和5年度措置を目指す]**

## 6-8. 民間手続等に関する見直し ②

### 相続手続の効率化

- 現状の相続手続においては、手続に必要な各情報（※）について、書面での提出が前提となっている。

（※）【法定相続人であることを証する情報】  
（1） 相続人・被相続人の戸籍証明書  
（2） 法定相続情報一覧図  
【相続財産を証する情報】  
（3） 自筆証書遺言  
（4） 公正証書遺言  
（5） 遺産分割協議書

- 相続人や各関係機関における相続手続の負担を軽減させ、資産凍結や相続トラブルといった社会的損失を抑止するという観点から、各情報の作成・交付の電子化を推進すべき。

- 市区町村による戸籍証明書等のオンライン申請や電子交付の導入を促進する。

**[継続的に措置]**

- 法定相続情報一覧図の写しの電子交付や機械的に法定相続人を特定する仕組みについて検討を開始する。

**[継続的に措置]**

- 自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化、遺言書を保管している旨の通知対象者について民間事業者を含む複数名への拡大等を検討する。

**[令和5年度上期措置]**

- デジタル技術を活用し、簡便に作成可能な自筆証書遺言に関する新たな方式を検討する。

**[令和5年度措置]**

- 公正証書遺言等のデジタル化に関する改正法案を本年通常国会に提出する。

**[措置済み]**

- 不動産の相続手続について、可能な手続からオンライン化を進め、オンライン完結を実現する。

**[上記の取組の措置後、速やかに措置]**

### 電子署名の更なる普及に向けた環境整備

- 電子署名について、利用者からは、
  - ✓ クラウド型の電子署名については、裁判で押印と同様の法的効果を有すると判断されるか依然不明確であることが課題
  - ✓ 電子署名を社会全体に浸透させるためには、電子署名サービスの透明性を確保し、誰もが安心して利用できるようにすることが重要といった意見がある。
- 以上の意見を踏まえ、電子署名の更なる普及に向けた環境整備に取り組む必要がある。

- 電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性の確認が、電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件としては不要である一方で、実際の裁判においては重要な要素になると考えられることなどを明確化するため、電子署名法第3条に関するQ & Aの改訂について検討・措置を行う。

**[令和5年度上期に検討に着手した後、速やかに措置]**

- 商業登記電子証明書の発行時における取得費用の低減、利用者の操作性の向上、GビズIDとの連携、代表者以外による利用についての整理、次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること等についてそれぞれ検討・措置を行う。

**[令和6年度措置、次期電子認証システムに関する事項等については令和7年度措置]**

### 特定商取引法の契約書面等の電子化

- 特定商取引法における契約書面等の電子化については、デジタル時代にふさわしい消費者保護の在り方について、消費者トラブル等のデータを収集・分析し、十分に検討していく必要がある。
- 改正特定商取引法の契約書面等の電子化に関する施行2年後の見直しを機に、デジタル原則も踏まえた消費者保護とデジタル化の恩恵の享受を可能な限り両立させた、より効果的で効率的な規制の在り方を追求していくべき。

- 「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の規制については、改正法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行う。

- 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方全般について、改正法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの要否を検討し、必要な措置を講ずる。

**[いずれも可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和7年度中に措置]**